

道路構造令の一部を改正する政令案新旧対象条文

道路構造令（昭和四十五年政令第二百二十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。</p> <p>七～十 略</p> <p>十一 略</p> <p>十二～十四 略</p> <p>十五 略</p> <p>十六・十七 略</p> <p>十八～二十三 略</p> <p>（道路の区分）</p> <p>第三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路（第三種第一級から第四級まで又は第四種第</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六～九 略</p> <p>九の二 略</p> <p>十～十二 略</p> <p>十二の二 略</p> <p>十三・十三の二 略</p> <p>十四～十九 略</p> <p>（道路の区分）</p> <p>第三条 略</p> <p>2・3 略</p>

一級から第三級までの道路にあつては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。( )は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等(小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車<sup>ト</sup>が迂回することができない道路があるときは、小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路とすることができる。

5 | 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 | 道路は、小型道路(第四項に規定する小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分)をいう。以下同じ。( )と普通道路(小型道路以外の道路及び道路の部分)をいう。以下同じ。( )とに区分するものとする。

(設計車両)

第四条 道路の設計にあつては、第一種、第二種、第三種第一級又は第四種第一級の普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車(自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。)が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

2 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

略	諸元(単位)		設計車両	長さ	幅	高さ	軸距		最小回
	メートル	メートル					前 端 軸 距	後 端 軸 距	
小型自動車			四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六
小型自動車等			六	二	二・八	一	三・七	一・三	七
普通自動車			一一二	二・五	三・八	一・五	六・五	四	一一二
セミトレー	一六・		一一二	二・五	三・八	一・三	六・五	四	一一二
ラ連結車	五		一一二	二・五	三・八	一・三	六・五	四	一一二

(設計車両)

第四条 道路の設計にあつては、第一種、第二種、第三種第一級又は第四種第一級の道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車(自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。)が、その他の道路にあつては小型自動車及び普通自動車が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

2 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

略	諸元(単位)		設計車両	長さ	幅	高さ	軸距		最小回
	メートル	メートル					前 端 軸 距	後 端 軸 距	
小型自動車			四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六
普通自動車			一一二	二・五	三・八	一・五	六・五	四	一一二
セミトレー	一六・		一一二	二・五	三・八	一・三	六・五	四	一一二
ラ連結車	五		一一二	二・五	三・八	一・三	六・五	四	一一二

(車線等)

第五条 略

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、二とする。

表 略

3 略

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

区				車線の幅員(単位メートル)
第一種		第一級	第二級	
第三級	普通道路	二級	一級	
小型道路				
				三・五
				三・五
				三・二五

(車線等)

第五条 略

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この条において同じ。)の数は、二とする。

表 略

3 略

4 車線の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

区				車線の幅員(単位メートル)
第一種		第一級	第二級	
第四級	第三級	二級	一級	
				三・五
				三・二五



第六条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2| 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3| 略

4| 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第一種	区 分				中央帯の幅員（単位メートル）
	第一級	第二級	第三級	第四級	
第二種	二・二五	四・五	三	一・五	二

第六条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この条において同じ。）の数が四以上である第一種、第二種又は第三種第一級の道路（対向車線を設けない道路を除く。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2| 略

3| 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第一種	区 分				中央帯の幅員（単位メートル）
	第一級	第二級	第三級	第四級	
第二種	二・二五	四・五	三	一・七五	三

5   略				第 三 種				第 二 級		1.75	1.25
第 四 種				第 三 種				第 二 級		1.75	1.25
第 三 級	第 二 級	第 一 級		第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級				
			1					1.75			
										1	

6 | 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分				第 一 種				第 二 種		第 三 種	
中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)				第 一 級	第 二 級	第 三 級	第 四 級	第 一 級	第 二 級	第 一 級	第 二 級
				0.75	0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25

4   略				第 三 種				第 二 級		1.75	1.25
第 四 種				第 三 種				第 二 級		1.75	1.25
第 三 級	第 二 級	第 一 級		第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級				
			1					1.75			
										1	

5 | 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

区 分				第 一 種				第 二 種		第 三 種	
中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)				第 一 級	第 二 級	第 三 級	第 四 級	第 一 級	第 二 級	第 一 級	第 二 級
				0.75	0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25

第四種	第三級	第四級	第三級
	第二級	第一級	第二級
○・二五			

7・8 略

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(路肩)

第八条 略

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第一種	区		分	車道の左側に設ける路肩の幅員	
	第一級	第二級		第三級	及第三級
	普通道路	小型道路	普通道路		
	一・七五	一・二五	一・二五	一・七五	一・二五

第四種	第三級	第四級	第三級
	第二級	第一級	第二級
○・二五			

6・7 略

(路肩)

第八条 略

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第一種	区		分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)	
	第一級	第二級		第三級	
	普通道路	小型道路	普通道路		
	一・七五	一・二五	一・二五	一・七五	一・二五



第 四 種	第 一 級	普 通 道 路	小 型 道 路	第 二 種	普 通 道 路	小 型 道 路	第 四 級	小 型 道 路
		普 通 道 路	小 型 道 路		普 通 道 路	小 型 道 路		
	第 二 級	普 通 道 路	小 型 道 路	第 三 種	普 通 道 路	小 型 道 路	第 五 級	小 型 道 路
		普 通 道 路	小 型 道 路		普 通 道 路	小 型 道 路		
○・五	○・七五	○・七五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)
--------	----------------------------

第 四 種	第 一 級	普 通 道 路	小 型 道 路	第 二 種	普 通 道 路	小 型 道 路	第 四 級	小 型 道 路
		普 通 道 路	小 型 道 路		普 通 道 路	小 型 道 路		
	第 二 級	普 通 道 路	小 型 道 路	第 三 種	普 通 道 路	小 型 道 路	第 五 級	小 型 道 路
		普 通 道 路	小 型 道 路		普 通 道 路	小 型 道 路		
○・五	○・七五	○・七五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	

第四級	小型道路	一・二五	
	普通道路	二・五	二
第三級	小型道路	一・二五	
	普通道路	二・五	一・七五

4 | 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の欄に掲げる値以上とするものとする。

第一種	第一級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
第一種	第二級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第二種	第三級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第三種	第四級	普通道路	〇・五
		小型道路	〇・五

5 | 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路又は第三種第一級の小型道路にあつては〇・五メー

第一種	第一級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
第一種	第二級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第二種	第三級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第三種	第四級	普通道路	〇・五
		小型道路	〇・五

3 | 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の欄に掲げる値以上とするものとする。

第一種	第一級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
第一種	第二級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第二種	第三級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第三種	第四級	普通道路	〇・五
		小型道路	〇・五

4 | トンネルの車道に接続する路肩の幅員は、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

トルまで縮小することができる。

6) 8) 略

9) 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

表 略

10) 略

11) 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

略	略	略	(一)
略	略	略	(二)
略	略	略	(三)

5) 7) 略

8) 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、トンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

表 略

9) 略

10) 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第三項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

略	略	略	(一)
略	略	略	(二)
略	略	略	(三)

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

H 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル（大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が行き回ることができる道路があるときは、三メートル）まで縮小することができる。

a 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。）、小型道路にあつては〇・五メートル

b 普通道路にあつてはH（三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。）から三・八メートルを減じた値、小型道路にあつては〇・二メートル

c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは〇・二五メートル、dは〇・五メートル

区	分	c (単位 メートル)	d (単位 メートル)

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

H 四・五メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル（大型の自動車の交通量がきわめて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が行き回ることができる道路があるときは、三メートル）まで縮小することができる。

a及びe 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）。ただし、当該値が一メートルをこえる場合においては、aは、一メートルとする。

b H（三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。）から三・八メートルを減じた値

c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは〇・二五メートル、dは〇・五メートル

区	分	c (単位 メートル)	d (単位 メートル)

e | 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

第 四 種	第 三 種	第 二 種	第 一 種		
			第 二 級	第 一 級	
		小 型 道 路	普 通 道 路	小 型 道 路	普 通 道 路
○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・五
○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五	一

第二図 略

(縦断勾配)

第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

設計速度(単位) 縦断勾配(単位) パーセント

第 四 種	第 三 種	第 二 種	第 一 種				
			第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級	
		第 二 級	第 一 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級
○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・五
○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五	一

第二図 略

(縦断勾配)

第二十条 車道の縦断勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値に第一種、第二種又は第三種の道路にあつては三パーセント、第四種の道路にあつては二パーセントを加えた値以下とすることができる。

設計速度(単位) 一時間につき

第四種	第一種、第二種、第三種																区分					
	普通道路					小型道路					普通道路											
六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	一二〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	一二〇	キロメートル(幅員)
八	九	八	七	六	五	二	一	〇	九	八	七	四	九	八	七	六	五	四	三	二	二	ント)
	二	〇	九	八	七							六	五	二	一	〇	九	八	七	六	五	

キロメートル)										縦断勾配(単位パーセント)
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	一二〇			
九	八	七	六	五	四	三	二			

小型道路			
二〇	三〇	四〇	五〇
一一	一一	一〇	九

(登坂車線)

第二十一条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が一時間につき百キロメートル以上であるものにあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 略

(平面交差又は接続)

第二十七条 略

2 略

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 略

(登坂車線)

第二十一条 縦断勾配が五パーセント（高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路で設計速度が一時間につき百キロメートル以上であるものにあつては、三パーセント）をこえる車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 略

(平面交差又は接続)

第二十七条 略

2 略

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の道路にあつては二・七五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、三メートルを標準とするものとする。

5 略

(立体交差)

第二十八条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2| 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3・4| 略

(橋、高架の道路等)

第三十五条 略

2| 橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

3| 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

(立体交差)

第二十八条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2・3| 略

(橋、高架の道路等)

第三十五条 略

2| 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。



4 前三項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(区分が変更される道路の特例)

第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道若しくは市町村道とする計画がある場合又は都道府県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条、第六条第一項、第四項及び第六項、第八項、第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第九条第一項、第十条の二第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十七條第三項、第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二條まで、第

3 前二項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(区分が変更する道路の特例)

第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道若しくは市町村道とする計画がある場合又は都道府県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条の規定による区分が変更することとなるときは、第四条、第五条、第六条第一項、第三項及び第五項、第八条第二項から第五項まで、第八項及び第十項、第九条第一項、第十条の二第三項、第十一条第一項、第十二項及び第四項、第十一条の四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十七條第三項、第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第三項から第五項まで、第七条、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二條まで、第

二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない」と認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第八条第二項、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない」と認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第五条、第六条第三項から第五項まで、第七条、第八条第二項、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p>四 略</p> <p>（特定高架道路等に関する基準）            第四百四十四条の五 法第四十二条第一項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 路面と隣地の地表面との高低差が五メートル以上の区間を有すること。ただし、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）<u>第二条第十一号に掲げる副道を両側に有する道路（幅員が四十メートル以上のものに限る。）</u>の部分にあつては、この限りでない。</p>	<p>2 略</p> <p>四 略</p> <p>（特定高架道路等に関する基準）            第四百四十四条の五 法第四十二条第一項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 路面と隣地の地表面との高低差が五メートル以上の区間を有すること。ただし、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）<u>第二条第九号の二に掲げる副道を両側に有する道路（幅員が四十メートル以上のものに限る。）</u>の部分にあつては、この限りでない。</p>

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条、第三条、第六条関係）			
事業の種類 一 法第二条第略 二項第一号イ に掲げる事業 の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
	略	略	略
事業の種類 一 法第二条第略 二項第一号イ に掲げる事業 の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
	略	略	略

略	
略	同じ。 ) の数の増加を伴うもの (車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるものに限る。
略	
略	

略	
略	同じ。 ) の数の増加を伴うもの (車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるものに限る。
略	
略	